



食品表示基準改正のポイントを学ぶ

～通常総会と研修会を開催～

山梨県食品産業協議会(武田信彦会長)の通常総会と研修会が8月9日に開催され、29年度の事業報告・収支決算と30年度の事業計画・収支予算の承認・決定にあわせて、来年6月29(土)～30日(日)にアイメッセと甲府駅北口等で開催する第14回食育推進全国大会に協力するためのプレイベントとして「食育シンポジウム&ワークショップ」を12月16日に開催することが決定された。



熱心に説明を聞く参加者

また、総会終了後に開催された「食品表示基準改正のポイント」研修会には、会場が満員となる50名を超える出席者があり、食品表示法改正への事業者の関心の高さがうかがわれた。

研修会は、県消費生活安全課食の安全・安心担当の渡邊悠美氏と県衛生

薬務課広域衛生監視指導担当の三浦わかな氏により、改正される法律や制度の詳しい解説が行われた。

食品表示法が2015年4月に施行された際に、JAS法、食品衛生法、健康増進法における食品表示義務について定められている部分が一本化され、食品表示基準(アレルギー表示の変更や製造所固有記号の改善、栄養表示の義務化など)が定められた。その中で食品製造事業者は新たな細かいルールによる加工食品の新表示への対応を2020年3月末日までに行わなければならないこととされた。5年あった移行期間も残り1年半となっているため、食品加工業者は今すぐに取り組む必要があることが説明された。

食品業界は、食の安心・安全への対応、ISOへの対応などに加え、HACCPの義務化という喫緊の課題もある。こうした世界標準や法律義務化への対応をマイナス要因としてとらえるのではなく、積極的に取り組むことが事業者として成長の道であることが理解できる研修であった。



講師の渡邊悠美氏